

2017 March

3

No.805

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



今月の記事

● 日本年金機構

- ・ 資格取得届・資格喪失届の速やかな提出をお願いします 2
- ・ 国民年金の加入もれはありませんか 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・ 佐賀支部の保険料率が変わります 4
- ・ 生活習慣病予防健診について 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・ 4月開催社会保険事務講習会のご案内 6
- ・ 平成29年度社会保険事務講習会年間予定 7
- ・ 年金相談窓口開設等 8
- ・ 健康保険・厚生年金保険適用関係届書送付先について 8

職場内で回覧しましょう

事業主の皆様へ 入社・退社される方が多い時期となりました 資格取得届・資格喪失届の速やかな提出をお願いします

資格取得届 実際に従業員を使用することになった日から、5日以内に届け出をお願いします。

資格取得年月日

「試用期間」や「研修期間」を設けている場合であっても、就労の対象として報酬を受け取ることとなる「実際に就労した日」が資格取得年月日となります。

基礎年金番号

過去に厚生年金保険や国民年金等に参加していた方は、基礎年金番号が表示された年金手帳や基礎年金番号通知書の番号を記入してください。

基礎年金番号が不明な方は、「年金手帳再交付申請書」を資格取得届に添付してください。

報酬月額

報酬月額には、基本給のほか、通勤手当、家族手当、住宅手当など諸手当を含みます。（食事や住居などの現物支給も加えます。）

また、残業手当や歩合給など不確定な手当については、同様の勤務をしている方を参考に算出してください。

※「被保険者資格取得届」の被保険者整理番号欄につきましては、原則、記入をしないようお願いいたします。（コンピュータシステムにより、被保険者番号を自動払出しているため）



資格喪失届 従業員が退職、死亡などした場合、または、70歳に達したときなどは、5日以内に届け出をお願いします。

資格喪失年月日

次の事由に該当した日の翌日が資格喪失年月日となります。

- ①退職した日
 - ②死亡した日
 - ③常用雇用から臨時雇用に切り替わり適用除外となった日
- ただし、次の事由のみ、該当した当日が資格喪失年月日となります。
- ④厚生年金保険については、70歳に達した日（70歳の誕生日の前日）
 - ⑤健康保険については、後期高齢者医療の被保険者となった日（75歳の誕生日の当日または65歳以上75歳未満で後期高齢者広域連合の障害認定を受けた日）

※退職、転職、死亡などの年月日を届書の備考欄に記入してください。



被保険者証（健康保険証）を必ず添付

上記の①～③及び⑤に該当したときは、すべての健康保険証（本人・家族）を添付してください。

紛失等により、健康保険証を添付できない場合は、備考欄にその理由を付記するか、「健康保険被保険者証回収不能・滅失届」を添付してください。

退職後の医療保険や年金

退職や適用除外のため、健康保険の資格を喪失すると、次のいずれかの医療保険に加入していただくことになります。

- ・健康保険の任意継続被保険者となる。（退職後20日以内の手続きが必要です。）
- ・国民健康保険の加入者となる。
- ・家族の健康保険などの被扶養者となる。

60歳未満の方で厚生年金保険の資格を喪失した場合は、国民年金の加入手続きが必要です。

住民登録をしている市役所・町役場の国民年金担当窓口で届出を行ってください。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所 厚生年金適用調査課
- 唐津年金事務所 厚生年金適用調査課
- 武雄年金事務所 厚生年金適用調査課

TEL 0952-31-4191
TEL 0955-72-5162
TEL 0954-23-0121

国民年金の加入もれはありませんか？

- 日本に住所を有する厚生年金保険に加入されていた方が60歳未満で退職された場合は、国民年金に加入する必要があります。また、その方に扶養されていた日本に住所を有する配偶者が60歳未満の場合についても同様です。
- 再就職された場合であっても、退職した日から再就職した日までの間が空いてしまった場合は、その間の加入手続きが必要です。
- 国民年金の制度には、将来受給できる老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金・遺族基礎年金などがあり、国民年金の加入もれや保険料が未納となってしまうと、年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあります。



保険料の納付が困難な場合は、免除制度をご利用ください

- 離職後、納付が困難な場合は、別途申請をいただくことにより全額免除または一部免除（失業による特例認定）を受けられることがあります。
※連帯納付義務者である配偶者または世帯主の方に一定以上の所得がある場合は、該当しない場合もあります。
- 20歳から50歳未満の方を対象とした保険料の納付が猶予される保険料納付猶予制度もあります。
- 学生の方を対象とした学生納付特例制度もあります。

国民年金の加入手続きをされる場合や、申請免除を希望される場合は、ご連絡いただければ申請書等を送付いたします。また、ご不明な点等ございましたら、年金事務所までお尋ねください。



お問い合わせ先

- | | | |
|----------|-------|------------------|
| ●佐賀年金事務所 | 国民年金課 | TEL 0952-31-4191 |
| ●唐津年金事務所 | 国民年金課 | TEL 0955-72-5163 |
| ●武雄年金事務所 | 国民年金課 | TEL 0954-23-0121 |

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成29年3月分保険料の納付期限は平成29年5月1日(月)です。

佐賀支部の保険料率が変わります

- 健康保険料率(佐賀支部):10.33% → **10.47%**
- 介護保険料率(全国一律):1.58% → **1.65%**
- 改定時期:**平成29年3月分**から(平成29年4月納付分から)

※任意継続被保険者は平成29年4月分から(平成29年4月納付分から)



平成29年度の佐賀支部の健康保険料率については、全国平均10.00%より0.47%高くなっており、全国一の保険料率となっています。

その主な要因として、「医療費が高いこと」があげられます。

佐賀支部の加入者一人当たり医療費は、平成26年度で183,969円であり、全国平均163,667円と比べて20,302円も差があります。

そこで佐賀支部では、保険料率上昇に大きく影響する医療費を抑制するために、下記の取り組みを行っています。

加入者の皆様におかれましても、これ以上の保険料率上昇を抑制するために、協会けんぽの取り組みにご協力いただきますとともに、今回の保険料率改定へご理解のほどお願い申し上げます。

医療費抑制に向けた取り組み

加入者の皆様、お一人おひとりの健康の積み重ねが、保険料率の上昇を抑える大きな力になります。

保険料率の上昇を抑制するために

ジェネリック医薬品の使用促進

【協会】

服用する薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減額を加入者に通知します。

【加入者】

当協会からの通知を受け取った加入者のうち、概ね4人に1人の方がジェネリック医薬品に切り替えています。

21年度から7年間の累計で約603億円の切り替えによる医療費の軽減効果が見込まれます。

扶養家族の再確認

【協会】

加入者のご家族が扶養家族の要件を満たしているかどうかを定期的に確認しています。

【加入者・事業主】

平成28年度の削減効果額は、約23億円の見込みです。

レセプト点検・経費削減

【協会】

- ◆医療機関から誤った保険請求がなされていないか点検しています。
- ◆事務経費の削減に取り組んでいます。

健康保険の正しい利用の促進

【協会】

審査の厳格化等により、不正受給の防止を図っています。

【加入者・事業主】

軽い症状で休日・夜間に救急外来を訪れることは避けて、地域の救急電話相談の利用を考えましょう。

また、日常的な肩こり・筋肉疲労の柔道整復(接骨院)の施術、業務上の病気・ケガでは、健康保険は使えません。

健診・保健指導・健康づくり

【協会】

加入者の健康を守るため、健診や保健指導に取り組んでいます。

【加入者・事業主】

毎年健診を受診しましょう。
健診でメタボ・メタボ予備群と判定された場合は、保健指導(無料)を利用して生活習慣を見直しましょう。



全国健康保険協会 佐賀支部

協会けんぽ

〒840-8560

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル

TEL 0952-27-0611(代表)

生活習慣病予防健診について【被保険者様向け】

平成29年度の生活習慣病予防健診のご案内を**3月下旬**にお送りいたします。
医療費を減らし、健康保険料率を下げるためには加入者の皆様の健康維持が最も大切です。
年に一回は健診を受け、健康管理を心掛けましょう!

生活習慣病予防健診の特徴

- 年に1度の定期健診(事業者健診)に置き換えができます。
- 胃・大腸など、主な「がん検診」もセットで検査内容が充実しています。
- 補助があるので、大変お得です。
年度内お一人様1回に限り、協会けんぽが健診費用の半分以上(一般健診は約6割)を補助するため、お得に受診ができます。
※一般健診の場合、通常約18,500円かかるところ、約7,000円の負担で受診可能です。

特定健康診査について【被扶養者様向け】

健診のご案内(受診券)を**4月初旬**に被保険者様のご住所へ直接お送りします。
※送付先の住所は、協会けんぽに登録されている被保険者様の住所となります。
※当協会に登録されている住所が、旧住所等の理由により郵送できなかった場合は、事業主様宛に送付することになります。被保険者様等を通じて、被扶養者様のお手元に届くようご協力をお願いします。



特定健康診査の特徴

- 受診機関が充実(佐賀県内400機関以上)しており、お近くのかかりつけ医で手軽に受診できます。
- メタボリックシンドロームに特化した検査項目のため、短時間かつ手頃な金額で受診が可能です。
※平成29年度の自己負担額は、予約の際に健診機関でご確認いただくか、4月以降に当協会のホームページでご確認ください。
(平成28年度自己負担金額…500円(佐賀県内))

被扶養者資格の再確認にご協力いただきありがとうございました。

平成28年6月から8月にかけて実施させていただきました被扶養者資格再確認の結果をお知らせいたします。被扶養者資格の再確認をおこなった結果、以下の効果が見込まれています。

平成28年度の
実施結果

被扶養者から除かれた方
約7.0万人(全国)
(平成28年10月末現在)



被扶養者資格の再確認による効果額
23億円程度の見込み(全国)
(高齢者医療制度への負担軽減額)

※高齢者の医療費は、税金、本人負担によるほか、協会けんぽ、健康保険組合、国民健康保険等の医療保険制度から拠出することになっていて、その支援金、納付金は各々の制度の加入者(被保険者及び被扶養者)の人数等に応じて算出されます。本来、健康保険の被扶養者から解除しなければならぬ方について今回の被扶養者資格再確認より削除されたことにより、高齢者医療制度への負担額が減額となりました。

《届出はその都度お願いします》

健康保険では、ご家族が就職や一定の収入を超えた場合など、被扶養者の条件に該当しなくなった際は、日本年金機構へ「健康保険被扶養者(異動)届」の提出が必要です。

被扶養者に異動があった場合は、すみやかな届出にご協力をお願いします。



メルマガのご登録はこちらから!
役立つ情報が満載です!





平成
29
年度

社会保険事務講習会のご案内

『新任担当者のための適用実務』

新規適用事業所及び新しく事務担当になられた方を対象に、算定や月額変更など社会保険の基礎をわかりやすく学びます。【初級編】

地 区	平成29年	会 場
鳥 栖 会場	4月18日(火)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
武 雄 会場	4月19日(水)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
佐 賀 会場	4月21日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
唐 津 会場	4月24日(月)	高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市二タ子3-155-4)

講師 ● 社会保険労務士

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀…50名 鳥栖・唐津・武雄…30名 (受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。
(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

対 象 者 新しく社会保険の事務担当になられた方

参 加 料 会員事業所は無料
(但し、非会員事業所及び平成28年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、FAXまたは郵送にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

〈キリトリ線〉



ご参加の方は
下記申込書で

社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号			宛名シール左下の7ケタの番号です。	
参加希望 会場日時	(鳥 栖 ・ 武 雄 ・ 佐 賀 ・ 唐 津) 会 場 平成 年 月 日 ()			
参加者氏名				
事業所名				
事業所所在地	〒 事業所電話番号 () -			
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。				

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

平成29年度 社会保険事務講習会年間予定

H29年

4月

テーマ◆**新任担当者のための適用実務** 講師◆社会保険労務士

内 容：新規適用事業所及び新しく事務担当になられた方を対象に、算定や月額変更など社会保険の基礎をわかりやすく学びます。(初級編)

会 場：佐賀・鳥栖・武雄・唐津

5月

テーマ◆**短時間労働者（パート・アルバイト等）の適用** 講師◆社会保険労務士

内 容：パートやアルバイト等短時間労働者の適用について学びます。

会 場：佐賀・鳥栖・武雄・唐津

6月

テーマ◆**法改正等に関する講習会** 講師◆社会保険労務士

内 容：社会保険の法改正等について学びます。

会 場：佐賀・鳥栖・武雄・唐津

7月

テーマ◆**社会保険・雇用保険の適用実務** 講師◆社会保険労務士

内 容：実務に役立つ社会保険・雇用保険の適用について学びます。

会 場：佐賀・鳥栖・武雄・唐津

8月

テーマ◆**協会けんぽによる講習会** 講師◆全国健康保険協会 佐賀支部職員

内 容：協会けんぽに関する給付や健康について学びます。

会 場：佐賀・鳥栖・武雄・唐津

9月

テーマ◆**日本年金機構による講習会** 講師◆日本年金機構職員

内 容：年金制度等について学びます。

会 場：佐賀・鳥栖・武雄・唐津

10月

テーマ◆**新任担当者のための適用実務** 講師◆社会保険労務士

内 容：新規適用事業所及び新しく事務担当になられた方を対象に、算定や月額変更など社会保険の基礎をわかりやすく学びます。(初級編)

会 場：佐賀・鳥栖・武雄・唐津

11月

テーマ◆**出産・育児・介護に関する講習** 講師◆社会保険労務士

内 容：出産・育児・介護休業の手続きや給付等に関することについて学びます。

会 場：佐賀・鳥栖・武雄・唐津

12月

テーマ◆**60歳からの年金・雇用保険・健康保険** **日曜日開催** 講師◆社会保険労務士

内 容：これから年金を受給される従業員の方を対象に、働きながらの年金受給や年金と雇用保険の調整、及び失業保険や退職後の健康保険の選択などについて学びます。

会 場：佐賀・鳥栖・武雄・唐津

H30年
2月

テーマ◆**入社・退職時の手続き** 講師◆社会保険労務士

内 容：入社時、退職時の社会保険・雇用保険の主な手続きや記入の仕方について学びます。

会 場：佐賀・鳥栖・武雄・唐津

※平成29年度 4回シリーズ 社会保険実務講座開催予定

平成29年4月出張相談【予約制】

出張相談所	日 時		相談時間	予約申込先	
基 山 町 役 場	4月	11日、25日	10:00～16:00	佐賀年金事務所	0952-31-4191
多 久 市 役 所	4月	5日、19日	10:00～15:00		
伊 万 里 市 役 所	4月	7日、14日、21日、28日	9:30～15:30	唐津年金事務所	0955-72-5161
鹿 島 市 民 会 館	4月	4日、18日	10:00～16:00	鹿島市役所 市民課年金係	0954-63-2117
有田町役場東庁舎	4月	12日	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課 国民年金係	0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。

年金事務所での年金相談

受付時間 平日(月曜～金曜) 8:30～17:15
時間延長 週初の開所日 17:15～19:00
週末相談 第2土曜 9:30～16:00 (予約制)

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)

受付時間 平日(月曜～金曜) 8:30～17:15 (予約制)
予約申込先 ☎0942-50-8151

年金事務所では予約による年金相談を受付けております

予約申込先 希望される日の前日までにお申込みください。

- 佐賀年金事務所 ☎ 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 ☎ 0955-72-5161
- 武雄年金事務所 ☎ 0954-23-0121



健康保険・厚生年金保険 適用関係届書送付先について(お願い)

日本年金機構では、事務の効率化を図るため、健康保険・厚生年金保険適用関係届の審査入力処理を福岡広域事務センターにて集中して行っております。

そのため、年金事務所へご提出いただいた届書については、事務センターへ回送することとなり、受付から処理完了までに日数を要してしまいます。

つきましては、健康保険・厚生年金保険適用関係届を郵送等にてご提出いただく場合は、下記事務センターへ直接送付いただきますようお願いいたします。

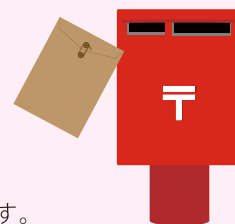
送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター
厚生年金適用第2グループ

住 所

〒812-8579 福岡県福岡市博多区博多駅前2-10-19
福岡ファッションビル2F

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。



※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する法律が平成29年8月1日から施行されます。(受給開始は10月支払い分から)

対象者(全国で約64万人)には2月下旬から5回に分けて順次請求書が送られるということです。

10年に満たない人に送付する通知についても別途検討が進められているようですが、いずれも、対象者の抽出には現在日本年金機構が把握しているデータが基になりますので、過去に年金を掛けた記憶のある人は年金記録の確認をお勧めします。(山)